# 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

# 2022 年度事業計画

# 目 次

• 1.	調査研究事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2∼ 3
• 2.	建築物衛生法関連事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 3∼ 4
· 3.	普及啓発事業 ·····	P 4∼ 7
• 4.	キャンペーン事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7∼ 8
· 5.	教育·資格事業 ······	P 8∼10
· 6.	伝達媒体運営事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P10~11
· 7.	会員支援事業 ·····	P11~14

#### 1. 調査研究事業

#### 1-1. 建築物における保全上の問題・課題調査

#### ○事業趣旨

建築物躯体や設備機器が劇的に進化する中で、顧客から求められる保全の形、および技術者に求められる技能等の変化にビルメンテナンス事業者が適切に対応できるよう、実態と課題の把握に努めるとともに、その解決に必要な情報・データ等の把握と整理、活用検討を行う。

#### ○事業計画

1) 顧客ニーズを踏まえた施設保全のあり方研究

『ビル設備管理事業戦略報告書(平成 29 年 4 月、ビル設備管理事業戦略 WG)』に基づき、顧客ニーズを満たす施設保全のあり方を見出すことを前提に、必要となる調査および検討を行う。

2) 保全業務労務単価の適切な設定の検討

国土交通省の「建築保全業務労務単価」が適切に設定されるよう、同省が単価を決定する にあたって参考となる材料を提供することを前提に、必要となる調査および検討を行う。

3) ビル設備管理技能検定の見直しの検討

ビル設備管理技能検定の価値を向上させることを目的に、検定試験内容等の改善を厚生 労働省に働きかけることを前提に、必要となる情報・データ把握の調査および検討を行う。

4) その他 問題・課題の検討

その他、施設保全に係る問題・課題が生じた場合、解決の検討に必要となる調査および検討を行う。

#### 1-2. ビルメンテナンス教育プログラムの設計構築に関する調査研究

# ○事業趣旨

会長の諮問を受けて行われた(一財)建築物管理訓練センター及び当協会による協議の結果、業界の持続可能性に資する新しい教育機関の設立構想に関する答申書が提示されたことを受け、答申書の基本的な考え方に基づき、企業経営に積極的に関与する人材の育成を目指す新しい「教育体系」を検証するために必要な調査研究及び実現可能な教育プログラムの全体設計を行う。

なお、本事業は(一財)建築物管理訓練センターとの共同研究事業として行う。

#### ○事業計画

1) 教育プログラムの全体設計

ビルメンテナンス企業におけるヒエラルキー (ワーカーからスペシャリスト、プロフェッショナル、トップマネジメントまで) に従った教育の全体系 (一般基礎教育、専門技術教育、マネジメント教育) の教育プログラムを設計する。

なお、設計にあたっては教育分野の専門機関及び専門家を加え、企業経営に係る教育全般 を対象として検討を行う。

#### 2) 業界ニーズの情報収集

教育プログラムの全体設計にあわせ、業界のニーズとずれがないかを都度確認するため の調査及び分析を行い、マーケティング戦略の構築に活用する。

## 3) その他 問題・課題の検討

その他、教育プログラムの全体設計上、問題・課題が生じた場合、解決の検討に必要となる調査及び検討を行う。

# 1-3. 社会福祉施設における環境衛生調査

#### ○事業趣旨

環境衛生管理上の規制がない社会福祉施設等における清掃管理の実態を調査して、問題・ 課題の把握に努めて規制の必要性の検討を行う。

#### ○事業計画

1) 社会福祉施設の衛生管理状況の調査設計

特定建築物(建築物衛生法)の用途拡大の必要性を働きかけることを目的として、清掃管理業務の実態(委託状況)や衛生管理状況の調査を行う。

#### 2. 建築物衛生法関連事業

#### 2-1. 従事者研修の実施

#### ○事業趣旨

建築物衛生法事業登録制度の指定団体として、登録事業者が行う従事者研修への教材等の提供を行い、登録事業者の技術レベルの維持を図る。

#### ○事業計画

1) 従事者研修等の実施

企業講師研修(清掃作業従事者研修指導者講習会)を40回/年実施する。

#### 2) 講師の育成

清掃作業の企業講師研修及び従事者研修の講師育成は、協会講師育成環境整備と連携を して電子媒体を活用した情報の提供を行い指導水準の向上を図る。また、害虫防除業中央協 議会にて講師講習会を実施するとともに、他の中央協議会については関係団体と必要に応 じて協議を行う。

#### 3) 地区協会の開催支援

登録機関として登録している地区協会に対し、登録手続きや全国的研修水準の確保に関する支援を行う。

#### 4) 研修教材の充実

企業講師研修の副読本について、活用状況を分析し、廃版・改訂などを整理する。

#### 2-2. 監督者講習の実施

#### ○事業趣旨

建築物衛生法事業登録制度の人的要件である監督者等について、実務に活かせ、現場で活躍ができる資格者とするための講習等を実施し、登録事業者の技術レベルの向上を図る。

#### ○事業計画

#### 1) 清掃作業監督者講習(新規・再)の実施

同講習会の厚生労働大臣登録機関として、毎月(年 12 回)オンライン申請(紙申請は年 3回:6月、10月、2月)を受け付け、オンライン講習として実施する。

#### 2) 事業成長の方策

清掃作業監督者講習の受講者増を目的とし、2021 年度の実績から受講者のニーズを検証し、これに即したプロモーションを行う。

#### 2-3. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律改正施行規則の周知協力

#### ○事業趣旨

すべての国民に衛生的で安全な建築物環境を提供するため、社会ニーズに即した同法の 適切なあり方について厚生労働省と協働体制を築いて検討し、施行規則の改正・周知に協力 する。

#### ○事業計画

1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律改正施行規則の周知協力

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、 建築物環境衛生管理技術者の兼任に関する手順が広く認識されるよう、厚生労働省の施策 に協力するとともに、広報を行う。

また、10 月を目途に建築物環境衛生管理技術者の兼任手順に関する調査を行い、実態を 把握する。

#### 3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進

#### ○事業趣旨

脱炭素という社会ニーズに応えること、および脱炭素に貢献する建築物の価値を高めることを目的に、環境省エコチューニング事業の市場形成を推進する。

環境省から運営事務局の選定を受け、事業者認定と技術者資格認定講習を運営するとともに、事業者および技術者に対してはエコチューニングのビジネス化支援、発注者に対してはエコチューニング導入支援、さらに広義のステークホルダーである国民に対しては脱炭素社会への関心とエコチューニングへの応援マインドを高める普及活動を推進する。

#### ○事業計画

- 1) エコチューニング制度の推進
- ①技術者資格認定の実施

第一種、第二種エコチューニング技術者資格講習会を、前年度に見直した新たなカリキュラムで、オンライン講習で実施する。

# ②技術者資格の更新講習の実施

5 か年の資格有効期限を迎える技術者に対し、資格の更新講習を年 2 回実施する。講習は必要知識の反復履修を行うとともに、最新技術・知識、関係法令など技術者のスキルアップを図る内容で実施する。

③技術者資格オンライン講習の利便性向上

2021 年度よりオンライン化した講習会について、受講者の利便性を高めるためシステムの改修を行う。

#### ③事業者認定の実施

エコチューニング事業者認定を年 2 回(6 月、12 月)実施する。特に認定要件を満たす

事業者、更新対象となるすべての事業者にアプローチを行う。

- 2) 制度・技術の向上・改善
- ①認定事業者・技術者のスキルアップ

認定事業者・技術者のスキルアップおよび資格者限定のメリットとして、エコチューニング・ビジネスの成功事例やノウハウ等の情報を提供する動画配信サービスを実施する。

- 3) 制度の普及・啓発
- ①エコチューニング事業の認知向上

脱炭素社会におけるエコチューニングの有効性を、国民に広く訴求するプロモーションを展開し、エコチューニングの社会的需要の醸成を試みる。

②事業者へのビジネス化支援

認定事業者・技術者限定で、顧客へのエコチューニングの営業活動を支援する「営業ツール」や「エコチューニング導入事例集」などの材料の提供を行う。

③発注者への制度導入推進

2020 年度「あり方検討会」で設定した優先ターゲット(自治体、指定管理者、大学、病院、介護施設等)を中心にした導入推進を行う。顧客セグメントごとのベネフィットを意識したアプローチを行うとともに、前年度改修したウェブサイトを活用してレスポンスを把握し、継続的なアプローチと改善を行う。

- 4) 中長期戦略の遂行
- ①エコチューニング業務標準仕様書の開発

多様な契約体制に対応できることを前提とした「エコチューニング業務標準仕様書」の開発と検証を行う。

②環境配慮契約法・グリーン購入法の戦略的活用

国や自治体のエコチューニング導入を推進するため、環境政策動向の把握を継続すると ともに、環境省が行う法規制等の見直しなどへの協力を継続する。

# 3-2. ビル運営管理相談窓口の運営

#### ○事業趣旨

発注者からの相談に対応する窓口を運営し、継続的に発注者の相談ニーズを満たすことで、発注者から全国協会と会員への信用と存在感の獲得を目指す。また相談窓口に蓄積された発注者ニーズは、発注者満足を獲得する全国協会事業に活用するとともに、会員にフィードバックする。

#### ○事業計画

発注者向けサイト「ベストビルメン」内の「なんでも相談窓口」として、引き続き運営する。全国協会から発注者(企業、団体等)に対して窓口利用・活用のプロモーション活動を 戦略的に行い、発注者の信用・存在感の獲得を目指す。

また、得られた発注者ニーズ情報を収集・整理し、継続的に会員と共有するとともに、ウェブサイト「ベストビルメン」のコンテンツとして活用する。

#### 3-3. 適正な発注事務の普及

#### ○事業趣旨

官公庁発注者の視点で、公共建築物の適切な維持管理に必要な情報(主にメンテナンス品質)の提供を行う。これを通じて、官公庁発注者に「全国協会および協会から発信される情報が有益な情報源である」という認識を醸成する。

#### ○事業計画

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

厚生労働省との共催、国土交通省および関係する省庁の後援を得て「保全業務マネジメントセミナー」を、オンラインで4回程度開催する。開催にあたっては、厚生労働省「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の解説、国土交通省監修「建築保全業務共通仕様書・積算要領」の解説をカリキュラムに加味し、発注者の関心、悩みの解決に資する内容となるよう実施する。

# 2) 発注者の業務に資する情報の提供

前年度制作した、入札における問題事例をまとめた『問題事例集』と、その改善策をまとめた『入札運用改善マニュアル』などを、発注者および受注者に求めに応じて引き続き提供する。

#### 3) 建築業務共通仕様書・積算要領の改訂

国土交通省監修『建築保全業務共通仕様書・積算要領(令和5年版)』の改訂発行に向けて、(一財)建築保全センターが設置した委員会に委員を派遣し協力する。

また、令和10年版の改訂において積算要領の技術者区分にビル設備管理技能士が適用されるよう働きかけることを前提に、必要となる調査および検討を行う。

#### 4) 保全業務費構成等の見直し

共通仕様書・積算基準を見直すにあたっては、ビルメンテナンス業務全般の作業量に基づいた歩掛り等が根拠となるため、全国協会が発刊している『清掃管理業務積算・見積りマニュアル』が平成 18 年の改訂から 10 年以上が経過し、その内容の見直しに着手し、新たな提案を行うための検討を行う。

#### 5) これからの労働環境のあり方の検討

同一労働・同一賃金に代表される政府の施策が実施されている中、特に役務作業員の労働環境のあり方について、適正な処遇に向けた議論を進める。

#### 3-4. 医療関連サービスマーク制度への協力

サービスマークを運営する(一財)医療関連サービス振興会に協力し、同マークを普及させる。

## ○事業計画

1) サービスマークの受付事務

(一財) 医療関連サービス振興会より、申請受付、書類改善指導事務(6月、10月、2月) を受託する。

2) 医療施設発注者へのサービスマークの普及

「ベストビルメン」を活用し、医療関連サービスマーク取得事業者を採用するメリットを 発注者に発信する。

# 3-5. ビルメンテナンスの国際的組織への参画

#### ○事業趣旨

会員に海外での交流の機会を提供するために、国際的組織に参画する。

#### ○事業計画

1) アジアビルメンテナンス連盟(アジアビルメンテナンス大会)

次回「第8回アジアビルメンテナンス大会」が中華人民共和国の上海で予定されており、 加盟国として理事会に役員を派遣するとともに、日本代表団を結成して大会に参加する。

2) 新・世界ビルメンテナンス大会の開催

新・世界ビルメンテナンス大会を、スウェーデン・ストックホルムにおいて 2022 年 10 月 の実施を目指して企画する。

#### 3-6. 建築物の安全確保に関する普及啓発

#### ○事業趣旨

建築物利用者・居住者の安全確保に資する情報提供を目的として、警備員指導教育責任者 の指導、施設保全担当者の知識付与に供する教材を提供する。

#### ○事業計画

1) 消防庁検討会への委員派遣

消防庁が設置する検討会に継続的に委員を派遣し、防災関連の情報収集および必要に応じて協会の意思を伝え、建築物の安全確保に係る情報の共有を推進する。

2) 教材の提供および活用促進

ビルメンテナンス事業者および発注者等双方に対し、建築物の安全確保に資する教材の 提供および活用促進を行う。

#### 4. キャンペーン事業

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施

#### ○事業趣旨

協会事業のプロモーションを行うことを主な目的として、「ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2022」を開催する。

#### ○事業計画

1) ビルメンヒューマンフェア 2022 の企画・運営

(一社)日本能率協会と共同開催により、10月 26日~28日を会期として、東京ビッグサイト東展示棟で実施する。

主に協会事業のプロモーションを目的として、中心となる資機材展示会に加え、講演会プログラム(セミナー)やイベント、主催者ブースなどを通じて、全国協会が展開する各事業の目的、対象者などに適したアプローチができる企画を、オンラインメディアと連携しながら実施する。

また、コロナ禍によってリアルイベントの社会的な意味合いが大きく変化したことに鑑み、全国協会としてヒューマンフェアのあり方について検討を行い、2023 年からの運営方針等を決定する。

4-2. ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

#### ○事業趣旨

全国規模での「ビルメンテナンス業」と「ビルメンテナンス協会」の認知とイメージ向上 を目的とし、ビルメンテナンスこども絵画コンクールを実施する。

### ○事業計画

1) ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

小学生の夏休みを募集期間として「第 16 回ビルメンテナンスこども絵画コンクール」を 実施する。実施にあたっては、従来どおり地区協会や会員とともに、業界一丸となって取り 組めるイベントとする。

その一環として、前年度に把握した主体的にイメージアップ活動を行う地区協会を支援 するため、その有力コンテンツとなるようコンクールの内容や運営体制等の見直しを行う。

# 5. 教育・資格事業

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施

○事業趣旨

厚生労働省指定試験機関として確実かつ効率的な検定運営を行う。

- ○事業計画
- 1) ビルクリーニング技能検定の実施運営

ビルクリーニング技能検定1級、2級、3級を後期(8月募集、3月発表)に実施する。 また、外国人技能実習生を対象とした基礎級、随時3級、随時2級を定期的に実施する。

- 2) 事業成長の方策
- ①各等級の職能を明確にしたうえで、試験課題の見直しに着手し、今年度は試験課題の変更 案および改定スケジュールを固める。変更内容にもよるが、遅くて 2025 年度からの変更を 目標として進める。
- ②正確な採点や事務効率化を目的として、タブレット端末を活用した実技試験判定システムの活用を全国的に稼働する。
- ③実技試験の諸課題について検証を行う。

#### 5-2. ビル設備管理技能検定の実施

○事業趣旨

厚生労働省指定試験機関として確実かつ効率的な検定運営を行う。

- ○事業計画
- 1) ビル設備管理技能検定の実施運営 ビル設備管理技能検定 1 級、2 級を前期(6 月募集、10 月発表)に実施する。
- 2) 事業成長の方策

国土交通省の『建築保全業務積算要領』の技術者区分にビル設備管理技能士を反映させる働きかけを前提とした PR や、多数の技能士を輩出している事業者の活用事例等の PR を行い、積極的な受検者獲得を行う。

また事業 1-1 のとおり、ビル設備管理技能検定制度の価値向上を厚生労働省に働きかけることを前提した調査の状況を把握したうえで、検定試験内容等の改善提案の検討を行う。

#### 5-3. ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施

#### ○事業趣旨

人手不足対策を目的とした外国人労働者の新たな在留資格「特定技能」について、ビルクリーニング分野については、厚生労働省生活衛生課の管轄の下、全国協会が制度上必要な「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」を外国及び国内で実施する。

#### ○事業計画

1) ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の実施運営

厚生労働省の補助金を得て、特に国外試験について現地法人を持つ会員企業やビルクリーニング外国人材受入支援センター登録機関の協力を得ながら、持続可能な試験体制を構築する。

外国の試験は、タイ、ミャンマー(社会情勢による)、フィリピン、インドネシア、カンボジアを候補にあげ、準備が整い次第、実施する(回数は、コロナの状況にもよるが、全国あわせて  $2\sim4$ 回)。他の国においても、ニーズや要請があれば現地視察を行う。

国内の試験は、集団試験を各地区本部で開催するほか、受験者を取りまとめる団体からの 申請により出張試験を都道府県単位で行う。

また、厚生労働省が設置する「ビルクリーニング分野特定技能協議会」に協力しながら、 特定技能制度の適正を図る。

#### 2) 事業成長の方策

国内外の試験について、昨年度行った収支分析結果に基づき、収支均衡になるよう受験手数料・合格証明書発行手数料の改定などを含めた方策を検討する。

特定技能2号の追加に向けて、入管庁・厚生労働省生活衛生課とともに検討を行う。

#### 5-4. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

#### ○事業趣旨

平成 28 年度に実施した制度変更(「セルフインスペクション技術者」の位置付けから「発注者による品質点検の支援者」への役割拡大)に基づき、引き続き「発注者のビルメンテナンス事業者採用の有力な要件」のひとつとなるよう、資格者の育成を行う。

#### ○事業計画

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

資格講習会を8地区で、12回開催する。座学をオンラインビデオ講習、実技演習(考査含む)を集合で行うことにより実践的な講習を実施する。

2) フォローアップ講習(再講習)の実施

オンラインビデオ講習にて必要知識の反復履修及び、近年における建築物維持管理の複雑・高度化への順応や、関係法令改正等の把握など、必要な知識や技能の更新を図る。

3) 資格者メリットサービスの実施

資格者が活用できるデータ等(活用事例)の配信を、インスペクション通信にて年に1回 実施する。また、本制度に関わる各種情報をオンラインセミナー等の動画での配信を年に1 回実施する。

4) テキスト改訂の実施

これまで進めてきた教材等の見直し、ブラッシュアップを完了させる。

#### 5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施

#### ○事業趣旨

医療法施行規則に基づく講習として、(一財) 医療関連サービス振興会と協働しながら、 本講習会をさらに発展させ、院内清掃の品質・技術のレベルアップを図る。

#### ○事業計画

# 1) 病院清掃受託責任者講習の実施

本年度はビデオ講習・集合教育(考査含む)の併用で行う予定であるが、コロナ禍の影響に鑑み、状況によっては前年度同様にビデオ講習及び CBT 試験(コンピューター試験)への切替えが可能な体制として実施する。従事者のレベル向上を図るとともに、(一財)医療関連サービス振興会と連携し、院内清掃の品質・技術レベルの向上を図る。

#### 2) 受託責任者のレベル向上

日々変化する発注者ニーズ、進歩する清掃技術などに対応し、常に高品質・高い技術の院 内清掃サービスが提供できるよう、カリキュラムやテキストの見直しを行う。

#### 3) 事業成長の方策

前年度のオンライン講習・CBT 試験のアンケート結果などを活かし、オンライン講習の 品質の向上を図るとともに、受講者が安心して受講・受験できるよう環境を整備する。

# 5-6. 協会講師育成環境整備

#### ○事業趣旨

業界の技術水準の維持・向上を目的として、全国協会の講師に高い指導水準を確保する。

#### ○事業計画

#### 1) 講師の育成

全国協会の各講習・研修・検定事業に携わる関係者を確保し、育成するために講師育成プログラムの制作を活用し、講師等関係者の指導水準を確保する。

#### 6. 伝達媒体運営事業

#### 6-1. 情報伝達媒体の強化

# ○事業趣旨

世界的な DX (デジタルトランスフォーメーション) の潮流に合わせ、全国協会が保有する情報伝達媒体のデジタル化を促進する。デジタル化にあたっては、情報の受け手の個々に合った情報が、迅速に、確実に届き、情報を得た反応が把握できる「双方向の情報交換」を可能とする仕組みとして運用し、ブラッシュアップを行う。

# ○事業計画

#### 1) 全国協会ウェブサイトの運用および改善

2021年9月より実装した総合情報サイト「ビルメンWEB」の運用・改善を行う。「マイページ」機能と連動し、閲覧者個々の興味傾向を把握し、それに合った情報を提供するとともに、反応を得られる双方向のサイトとしての運用と、機能構築を継続する。

提供する情報としては、①協会事業の活用を促進する情報、②会員の経営・営業支援に資

する情報、③国等から発出される通知ほか業界に影響を及ぼす情報、等を中心に、関連業界 の動向等を踏まえながら適宜幅広い情報を提供する。

#### 2) その他のデジタル媒体の運用

メールマガジンを月 2 回程度発行する。また外国人利用者の多い SNS(Facebook)を活用した情報展開や、YouTube など広く一般に利用されているプラットフォームへの広告掲載等について検討を行い、準備・実行する。

#### 3) その他のアナログ媒体の運用

媒体のデジタル化と並行して、デジタル媒体に不慣れな会員へのフォロー策として、簡易的なアナログ媒体「月刊ビルメン mini」を月 1 回発行し、会員にデジタルコンテンツのサマリー等を提供する。また全国協会から会員に直接、通知や案内類を郵便で届ける直通便(月 2 回)を運用する。

#### 7. 会員支援事業

7-1. 会員メリットの開発・提供

#### ○事業趣旨

会員が協会に所属することの価値の拡大、すなわち入会動機や退会抑制動機の強化を目的に、会員でなければ得ることのできない価値ある付帯サービスを新たに開発・提供し、会員価値を向上させる。会員一般より広く意見・要望・悩みを募る機会を常に設け、寄せられた要望等について検討を行い、サービスの実現を目指す。

また、すべての情報・会員サービスの起点となる「マイページ」への登録を促進するサービスとする。

#### ○事業計画

- 1) 新たな付帯サービスの開発
- ①新規サービスの開発

会員のみがメリットを享受できる新たなサービスを提供するため、引き続き会員の顕在・ 潜在ニーズ把握の施策を実施するとともに、これを満たす新サービスの開発・提供を行う。 具体的には、女性経営者・従事者の有志を中心とした自発的な情報共有、研鑽等の活動を支援する場の提供を試みるとともに、会員専用の相談窓口の開設に向けた検討を行う。

#### ②WEB セミナーの実施

会員企業のみが参加できるコンテンツのひとつとして、業界関連の最新情報等をテーマとした WEB セミナーを 3 回実施する。

- 2) 既存サービスの運用
- ①補助金・助成金情報提供サービス

会員企業のみが無料で閲覧できる「補助金・助成金に関する情報提供サービス」を継続して実施するとともに、利用拡大に努める。

#### ②「ビジネス・ヒューマンスキル」オンライン研修

会員企業のみが無料で利用できるビジネス・ヒューマンスキルオンライン研修「ビジネス 基礎スキル」「現場で役に立つコミュニケーション・労務管理スキル」を継続して提供する とともに、利用拡大に努める。

#### ③動画教材「はじめてのビルクリーニング」

会員企業のみが無料で利用できる新規従事者向け動画教材「はじめてのビルクリーニング」を継続して提供するとともに、利用拡大に努める。

#### 3) 既存サービスの運用効果検証と改廃

提供中のサービスについて、会員の利用状況・利用動向を半期ごとに把握し、提供サービスの改廃など継続的な事業改善を行う。

#### 7-2. 就職氷河期世代の雇用支援

#### ○事業趣旨

会員の人手不足対策を支援するため、35~54歳前後のいわゆる就職氷河期世代に対し、 ビルクリーニング(ビルメンテナンス)業への就労動機を創出する機会を提供する。なお本 事業は厚生労働省の「生活衛生関係営業対策事業」として、前年に引き続き同省の補助金を 活用して実施する。

#### ○事業計画

# 1) ビルクリーニング (ビルメンテナンス) 就労説明会の実施

就職氷河期世代に対し、ビルメン業界への就労動機を醸成する機会としてオンライン合同企業説明会「ビルメンテナンス就職応援&説明会」を実施する。

求職者の募集にあたっては、厚生労働省およびハローワーク、地域若者サポートステーション (サポステ) との協働体制を得るとともに、就職情報サイトを活用して適切なターゲット層へのアプローチを行う。

会員に対しては、これまでに参加した会員の声、求職者の声、実績など本事業の有用性や、 参加の障壁(オンライン面接への不慣れ等)の解消に資する材料を提供し、積極的な参加を 促す。

#### 7-3. 営業支援サービスの運営

#### ○事業趣旨

会員の(非会員に対する)優位性を実現するために、発注者がニーズに適合した会員企業 を見つけやすくする仕組みとして、ウェブサイト「ベストビルメン」を運営する。

発注者の顕在・潜在ニーズを把握し、これを満たすことが可能な会員の企業情報を発信し、 会員が選択される可能性を高めることで会員の営業努力を支援するとともに、発注者に対 して会員の存在感を高めることを目指す。

#### ○事業計画

#### 1) サイトコンテンツの充実

発注者向けウェブサイト「ベストビルメン」の活用を喚起するため、発注者のニーズを刺激するコンテンツを定期的(月1回程度)に公開する。実施にあたっては、「ビル運営管理相談窓口の運営」で得られたユーザーニーズや問題解決事例を活用するなど、発注者のニーズに的確に応えるコンテンツを基本とする。

#### 2) 会員および発注者への活用促進

上記コンテンツをもって発注者(企業、団体等)に本サービスの有益性を働きかけ、利用者(利用希望者)を増やすとともに、その実績をもって会員の「ベストビルメン」の活用動

機を醸成し、企業情報登録を促す。

#### 7-4. 各種保険の加入勧奨

#### ○事業趣旨

協会加盟メリットの 1 つとして提供している団体保険が、会員および地区協会にとっての価値として明確に認識され積極的に活用されるよう加入勧奨を行う。さらに会員のニーズを掘り起こし、新たな保険メニューの開発、提供を行う。

#### ○事業計画

#### 1) 保険加入の支援

会員への本保険の加入メリットの浸透を図るために、WEBでの問い合わせ窓口を設置する等加入の支援(見積促進等)を行う。また、手数料による収益が地区協会にとってメリットがあることの認識を定着させるよう周知し、引き続き保険会社と協働して現行制度以外の商品開発を試みるほか、新たな保険商材の提供開始を目指す。

#### 7-5. 外国人材の活用促進

#### ○事業趣旨

会員が外国人の各在留資格を積極的に活用できるよう、会員メリットの最大化を図る。

#### ○事業計画

#### 1) 会員企業への普及啓発

昨年、有料職業紹介の許可を得た(一財)建築物管理訓練センター内に設置された「ビルクリーニング外国人材受入支援センター(ASCF)」と連携して、昨年度、ASCFがスタートしたインドネシア版ワンストップサポートサービスを各国でも整備し、会員企業へオンライン説明会を実施、外国人材の活用をもって人手不足解消を実現したい会員企業への支援を行う。

また、厚生労働省が作成したビルクリーニング特定技能パンフレットを活用し、会員企業、 外国人材に対して制度への理解促進を図る。

#### 2) 外国人材への普及啓発

就労先としてビルクリーニングが選択されるよう、国内外の外国人材に対して、引き続き「ビルクリーニング紹介動画」や、昨年度 JICA とともに制作したビルクリーニング普及動画を全国協会 YouTube チャンネルにて公開し、日本のビルクリーニングの認知度を高める。また、全国協会の Facebook を外国人への情報発信の場として活用する。

# 3) 社会的活動

JP-MIRAI の「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」に会員として参画し、JP-MIRAI から得られた情報を会員に提供するとともに、JP-MIRAI の行動規範を遵守する業界として社会に訴求するため、会員に対し広報を行う。

#### 7-6. 会員経営、協会運営等に資する情報の提供

#### ○事業趣旨

会員の経営や地区協会の運営及び社会一般の利となる情報を収集するとともに、それぞれ効果的な活用ができるよう加工したうえで提供する。

#### ○事業計画

#### 1) 第53回実態調査の実施

全会員を対象とした「第 53 回実態調査」を実施し、全国協会で行う要望活動における基礎データとしての活用や、官公庁や研究機関およびマスコミなど外部からの照会対応など、業界団体として活用するためのデータの収集・蓄積を行う。調査結果は「ビルメンテナンス情報年鑑 2023」として発行し、会員に提供する。

# 2) 労働災害防止の指導・支援

労働災害発生報告システムの運用及び中央労働災害防止協会と協働して労働災害に関する最新情報を収集し、定期的に提供することで会員の労働災害防止を支援する。また、地区協会が実施する安全衛生大会に情報や資料等の提供を行い、支援する。

さらに、「労災防止」「健康管理」の情報提供を行うビデオコンテンツを月2回発信すると ともに、近畿地区において「電気事故と安全対策」に特化した講習会を年1回開催し、電気 事故に起因する労働災害の防止に寄与する情報を提供する。

#### 7-7. 新型ウイルス感染防止防疫業務

#### ○事業趣旨

社会的に大きな影響を及ぼす新型コロナウイルスなど、特に警戒すべき感染症に対して 対応可能なスペシャリストを育成し、環境感染制御業務として展開することで、感染防止面 から安心・安全を利用者に提供し、以て、防疫上からの建築物の衛生的環境の品質向上に寄 与する。

#### ○事業計画

- 1) 科学的検知のある業務のスタンダード化
- ①必要に応じた防疫業務の数値化・見える化の調査研究

感染制御に関する科学的根拠を取り入れた清掃作業方法を確立するため、感染制御の専門的知識を有する医師と協力し、調査研究を実施して検証を行う。

- ②防疫業務ガイドラインの定期的なブラッシュアップ
- ③専業団体、メーカ(PPE、評価、薬剤など)との連携強化
- 2) 技術者の育成と資格化

感染制御衛生管理士 (ICCC: Infection Control Cleanliness Crew) 認定講習会の受講機会を拡大し、全国の主要都市において年間 2 0 回の開催を目標に開催し資格者を育成する。

また、防疫業務に関するセミナーを適宜開催し、情報提供を行う。

- 3) 地域社会へ根付く制度化、防疫業務の実施
- ①ビルメンテナンス業における感染拡大防止ガイドラインの普及啓発
- ②国、自治体、医療機関などの業務依頼に対して対応可能なスキームの構築
- ③新型コロナウイルス感染症に係る会員企業等の補償制度の構築

以上